

(複数書類で適格請求書の記載事項を満たす場合の消費税額等の端数処理)

問 67 当社は、商品の納品の都度、取引先に納品書を交付しており、そこには、当社の名称、商品名、納品書ごとの合計金額を記載しています。適格請求書発行事業者の登録を受けた場合、納品書に税率ごとに区分して合計した税込価額、適用税率と納品書ごとに計算した消費税額等の記載を追加するとともに、請求書に登録番号の記載を追加すれば、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすことになりませんか。また、その場合、端数処理はどのように行えばよいのでしょうか。【平成 30 年 11 月追加】【令和 5 年 10 月改訂】

【答】

適格請求書とは、必要な事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、交付された複数の書類相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法（例えば、請求書に納品書番号を記載する方法など）で交付されていれば、これら複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます（基通 1-8-1）。

このため、ご質問のように納品書に「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載を追加するとともに、「登録番号」を請求書に記載した場合は、納品書と請求書を合わせて適格請求書の記載事項を満たすこととなります。

この場合、納品書に「税率ごとに区分した消費税額等」を記載するため、納品書につき税率ごとに 1 回の端数処理を行うこととなります。

請求書		納品書	
(株)〇〇御中 XX 年 11 月 1 日		納品No.0013 (株)〇〇御中 △△商事(株)	
10 月分 (10/1~10/31)		納品No.0012 (株)〇〇御中 △△商事(株)	
109,200 円 (税込)		納品No.0011 (株)〇〇御中 △△商事(株)	
		下記の商品を納品いたします。	
納品書番号	金額	品名	金額
No.0011	12,800 円	牛肉 ※	5,400 円
No.0012	5,460 円	じゃがいも ※	2,300 円
No.0013	5,480 円	割り箸	1,100 円
⋮	⋮	ビール	4,000 円
合計	109,200 円	合計	12,800 円
△△商事(株) 登録番号 T1234567890123		10%対象	5,100 円 (消費税 464 円)
		8%対象	7,700 円 (消費税 570 円)
		※印は軽減税率対象商品	

(参考)

この場合、請求書に「税率ごとの消費税額等」の記載は不要ですが、納品書に記載した消費税額等の合計額を記載しても差し支えありません。

例) 合計 109,200 円 (消費税 8% : 3,200 円 / 10% : 6,000 円)

合計 109,200 円 (消費税 9,200 円) 等

なお、当該消費税額等の合計額については、法令上において記載を求める適格請求書の記載事項としての消費税額等にはなりませんのでご注意ください。

「税率ごとに区分した消費税額等」
※端数処理は納品書につき税率ごとに 1 回